

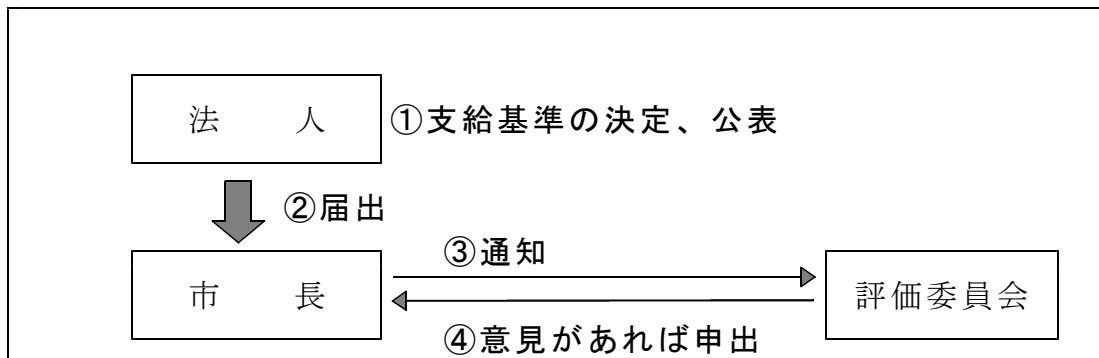
資料 2

評価委員用説明資料
平成29年5月19日

法人役員に対する報酬について

1 役員報酬および退職手当の支給基準の手続き

法の規定により、役員報酬および退職手当を変更した際は、法人は市に届け出ることとされており、届出を受けた市は評価委員会に通知する。評価委員会は、変更内容に意見があれば市に申し出ることができる。



2 役員報酬の変更内容（期末手当の支給率の変更）

期末手当

平成29年4月1日から変更

変更前	変更後
(手当の支給) 第6条 常勤役員の期末手当および寒冷地手当の支給については、職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の150</u> を乗じて得た額に、在任期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。	(手当の支給) 第6条 常勤役員の期末手当および寒冷地手当の支給については、職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の152.5</u> を乗じて得た額に、在任期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。

3 役員報酬変更の理由

法の規定によれば、役員報酬の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与等の事情を考慮して定めることとなっており、現行の支給基準は、市の特別職の基準に準じている。今回、市の特別職の期末手当を変更したことを受け、法人の判断で市と同内容の変更をした。